

完了報告に必要な書類 一覧

ブロック塀等の撤去範囲や、新設する軽量フェンス等の仕様・高さ等の変更があった場合は、速やかに受付窓口にご相談ください。完了報告にあわせて、補助金変更承認申請が必要となる場合があります。

補助金完了報告書【様式11】

- ・ 記載要領を参照して下さい。

補助金交付決定通知書の写し

- ・ 補助金交付決定を行った際に交付した「補助金交付決定通知書（様式2）」のコピーを提出して下さい。

補助金の変更承認を受けている場合は、様式2に加え、「補助金変更承認通知書（様式6）」のコピーも必要となります。

工事請負契約書の写し

- ・ 原本照合を行いますので、原本を受付窓口に持参して下さい。
- ・ 契約書ではなく、注文書・注文請書により契約を締結している場合は、注文請書の原本を受付窓口に持参して下さい。
- ・ 発注者・受注者の氏名・住所、契約日、契約金額、収入印紙等に漏れがないようにし、契約書等を修正した場合は、発注者・受注者双方の印鑑を押印して下さい。

（注）市の補助金交付決定通知日より前の日付で契約した場合は事前着工となり、補助金を受け取ることができませんので、ご注意下さい。

ブロック塀等の撤去完了写真・撮影方向位置図

- ・ ブロック塀等を撤去したことが分かる全景を、軽量フェンス等を新設する前に、最低2方向から撮影して下さい。

（注）補助申請時に「基礎撤去あり」と申請している場合は、全景の写真に加えて、基礎まで撤去したことが分かる写真が別途必要です。

- ・ 上記の写真を提出できない場合、補助金の減額や交付決定の取り消しを行う場合があります。

工事費支払いを証明する書類（領収書等の写し）

- ・ 原本照合を行いますので、原本を受付窓口に持参して下さい。
完了報告の時点で領収書等の写しを提出できない場合は、領収書等の写しの代わりに、 と の書類の提出が必要です。
- ・ 領収書の宛名は、補助申請者名義（フルネーム）を記載するよう依頼して下さい。また、但し書き欄に「ブロック塀等撤去工事、軽量フェンス等新設工事」など と記載するよう依頼して下さい。

軽量フェンス等を新設した場合のみ必要な書類

補助事業完成図【補助申請（補助金変更承認申請）時に提出した計画図のコピーでも可】

- ・ 新設した軽量フェンス等の平面図と立面図を添付して下さい。
- ・ ただし、補助金額に変更はないものの、軽量フェンス等の仕様・高さ等に変更があった場合は、計画図のコピーに赤字で変更箇所・内容を記載してください。

軽量フェンス等の新設完成写真・撮影方向位置図

- ・ 新設した軽量フェンス等の全景を、最低2方向から撮影して下さい。
（注1）補助申請時に「基礎新設」と申請している場合は、コンクリート基礎の打設時の写真（配筋の状況が分かるもの）が別途必要です。
（注2）軽量フェンスの基礎等として4段積のコンクリートブロックを使用している場合は、道路の地盤面からブロックの頂部までの高さ（最も高い部分を計測）が80cm未満であることを示す写真が別途必要です。
- ・ 上記の写真を提出できない場合、補助金の減額や交付決定の取り消しを行う場合があります。

工事費支払いを証明する書類（領収書等）の写しを提出できない場合のみ必要な書類

領収書等遅延理由書【様式11-2】

- ・ 記載要領を参照して下さい。
補助金請求時に、領収書等の原本を受付窓口に持参して下さい。

（施工業者からの）請求書の写し

- ・ 原本照合を行いますので、原本を受付窓口に持参して下さい。
見積書では受け付けできませんので、必ず請求書を持参して下さい。

必須書類

(様式 11)

受付窓口で記入

平成 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住 所 **大阪市北区中之島1丁目3番20号**

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名 **大阪 太郎**

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名印)

大阪

交付申請時と同じ印鑑

補助金完了報告書

いずれかに

補助金交付決定通知書の内容を記載

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け大阪市指令都整 密 第 〇〇 号で

補助金交付決定

補助金変更承認

を受けた補助事業が完了したので、大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

補助金交付決定通知書の内容を記載

1 交付決定番号

31 - 〇

2 補助対象項目

(**ブロック塀等の撤去** ・ **軽量フェンス等の新設**)

完了報告に領収書等を添付できない場合のみ必要

(様式 11-2)

理由書の作成日

平成 年 月 日

大阪市長

領収書等遅延理由書

大阪市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱に基づき、補助金完了報告書の提出を行うにあたり、補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要な書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

(参考例) 完了報告に領収書を添付できない理由を記載
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け工事請負契約により、工事費の支払いが□□□□□□のため、完了報告時に領収書を添付することができません。

なお、補助対象経費に係る要支払額を示す書類として、当該補助対象経費に係る請求書の写しを添付します。

支払い額

金 **1,237,680**円

支払い予定金額(領収書の金額)

支払い予定日

平成〇〇年〇〇月〇〇日頃

補助事業者

住 所 **大阪市北区中之島1丁目3番20号**

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名 **大阪 太郎**

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名印)

大阪

交付申請時と同じ印鑑

あわせて、工事請負業者からの請求書を添付すること(受付窓口で原本照合あり)

補助金請求時には領収書等の提出が必要となります